# 吉野町事業者支援設備投資補助金募集要領

## 1. 目的

吉野町で事業を営む、物価高騰の影響を受ける事業者に対し、設備投資に必要な経費の一部を補助することにより、事業者の経費負担の軽減を図ることを目的として補助金を交付します。

## 2. 補助対象者

吉野町内に事業所を有し、引き続き事業を営む中小企業法人等及び個人事業者で、交付決定されてから令和 8 年 12 月 25 日までの間に、事業が完了し実績報告が提出できる事業者。

## 3. 補助対象経費

事業の用に供する設備、機械装置等の取得、更新、及びその機能の維持又は回復のために行う部品交換その他必要な経費で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 機械装置等購入費（必要な付属品、据付費、運搬費、更新費を含む。）

(2) 機械装置等修繕費（機械装置等の修繕及び部品交換に要する経費を含む。）

| 対象となる設備例 | 対象とならない設備例 |
|---|---|
| 工作機械、木工・製材機械、農業機械、業務用空調設備、厨房設備、測定機器、電気設備等 | ・自動車、文房具等、パソコン、事務用プリンター、複合機、タブレット端末、WEB カメラ、ウェアラブル端末、PC 周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)、電話機、家庭用電気機械器具・事務用机等<br>・リース料、レンタル料、中古品、オークション購入品、消耗品、消費税及び地方消費税、振込手数料<br>・（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）<br>・有償で貸与することを目的とした機械装置等<br>・自宅を兼ねる事業所において、自宅との共用部分に設置する機械装置等<br>・実績報告までに使用を開始しない・開始する見込みのないもの |

※汎用性が高く、目的外使用になり得るものは補助対象外。ただし、設備と一体不可分であり、専ら当該設備の運転又は制御に使用するものを除きます。

※補助対象設備は、履歴事項全部証明書（個人事業主にあっては開業届又は直近の確定申告書等）により業種を確認できる事業の用に供するものに限ります。

## 4.　補助金の額

〇補助率：補助対象経費の 3 分の 2

〇補助上限：30 万円

〇補助下限：10 万円

※補助対象経費の合計額は税抜き 15 万円以上となる必要があります。

※算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※予算に達した場合は受付を終了します。

## 5.　補助金の申請

○ 申請期間：令和 8 年 8 月 5 日（水）～令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

○ 提出書類

（1） 補助金交付申請書（様式第１号）

（2） 設備投資概要書（様式第２号）

（3） 納税証明書（町税に滞納のない証明書）

（4） 交付申請者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（5） 交付申請者が個人事業主の場合、登記簿謄本に代わる交付申請者の住民票の写し及び開業届の写し又は直近の確定申告書の写し

（6） 設備の見積書

（7） 設備の仕様が確認できる書類（仕様書、カタログ等）

（8） 誓約書（様式第３号）

（9） その他町長が必要と認める書類

○ 提出先及び補助金申請や実績報告に関するお問い合わせ窓口

吉野町商工会

〒639-3114

吉野町丹治 163-1

TEL：0746-32-3244

※申請書は郵送または持参にて提出してください。

○ 制度全般に関するお問い合わせ窓口

吉野町役場　産業観光課

〒639-3192

吉野町上市 80-1

TEL：0746-32-3081

○ 補助金交付までの流れ

| | | |
|---|---|---|
| 事業者 | 交付申請書等の提出 | 令和 8 年 8 月 5 日（水）～<br>令和 8 年 10 月 30 日（金）まで |

| | | |
|---|---|---|
| 吉野町商工会 | 交付申請書等の受理 | 随時 |

| | | |
|---|---|---|
| 吉野町 | 交付申請書等の審査<br>交付決定（不交付決定）通知書の送付 | 随時 |

| | | |
|---|---|---|
| 事業者 | 補助対象設備の導入・支払い | 交付決定通知書受理後 |
| | 実績報告書の提出 | 設備の導入完了から 1 ヶ月以内<br>又は令和 8 年 12 月 25 日（金）<br>までの早い方 |

| | | |
|---|---|---|
| 吉野町商工会 | 実績報告書の受理 | 随時 |

| | | |
|---|---|---|
| 吉野町 | 実績報告書の審査<br>交付確定通知書の送付 | 随時 |

| | | |
|---|---|---|
| 事業者 | 請求書の提出 | 交付確定通知書受理後速やかに |

| | | |
|---|---|---|
| 吉野町 | 請求書の受理 | 随時 |
| | 補助金の振込 | 請求書受理後 30 日以内 |

## 6. 注意事項

（1） 本補助金の申請は、1 事業者 1 回までです。

（2） 補助対象経費を対象として国、県その他機関から補助金等の交付を受けることはできません。

（3） 補助対象経費は、補助金交付決定後に契約、発注及び着手し、令和 8 年 12 月 25 日までに事業が完了し、かつ、当該経費の支払いが完了したものとします。

（4） 補助対象設備について、事業完了の日から起算して 5 年間は、町長の承認を受けないで売却、譲渡、貸付又は廃棄することはできません。

（5） 補助対象設備の状況を確認するため、必要に応じて現地調査等を行うことがあります。

（6） 虚偽の申請又は不正行為により補助金の交付を受けたときや、交付決定の内容に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

（7） その他、「吉野町事業者支援設備投資補助金交付要綱」に定める事項を遵守してください。